信頼と協調で市工連の輪を拡げよう　工業会会員募集中！！
新会員の紹介は、各地域工業会まで

市工連かわらばん

第147号
（2014年7月）

一般社団法人 横浜市工業会連合会
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル2階
〒231-0023
TEL 045（671）7051　FAX 045（671）7321

市工連ホームページ　http://www.y-shikouren.or.jp
●新事業・新製品のPRコーナー「プレスルーム」（掲載無料）●「受発注相談コーナー」（相談無料）は、ホームページで。

－本号の記事－

① 「第31回すぐれたアイディア提案者」の推薦について（ご案内）
② 従業員の採用をお考えの企業様
平成26年「よこはま就労支援プログラム」
インターン実習生受け入れ企業様を募集いたします
③ 「横浜市国際戦略総合特区説明会」の開催のお知らせ
④ 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について
⑤ T^3（鳥浜トライ＆トライアル ステージ）・・・「試作等のための賃貸スペース」
入居企業募集中

①

「第31回すぐれたアイディア提案者」の推薦について（ご案内）

横浜市工業会連合会では、技術開発、生産性の向上、経費節減及び販売促進に寄与した「すぐれたアイディア」を募集し、企業の発展に貢献した従業員を広く顕彰して、勤労意欲の高揚と企業振興の一助といたしております。

前回は、6事業者から7名の方の応募があり、いずれも意欲的な内容で、全員を表彰することに決定し、本年1月10日開催の市工連新年賀詞交歓会に於いて林横浜市長、及び佐藤市工連会長から表彰状及び記念品をお贈りしました。

第31回の表彰に当たりまして、表彰にふさわしい方はまだまだ多くいらっしゃると思いますので、より多くの推薦を期待しております。

つきましては、「すぐれたアイディア表彰要綱（要約）」をご覧いただき、積極的にご推薦下さいますようご案内いたします

1　推薦書様式
本紙記載の「すぐれたアイディア提案者推薦書」によりご推薦ください。
なお、様式は市工連ホームページからもダウンロードできます。http://www.y-shikouren.or.jp/

2　推薦書送付先・問合せ先
一般社団法人横浜市工業会連合会
〒231-0023 横浜市中区山下町２番地 産業貿易センタービル２Ｆ
TEL045－671－7051　FAX045－671－7321　e-mail：soumu7@y-shikouren.or.jp

3　推薦時期
随時、推薦をお受けしますが、表彰式の関係で11月中旬までに提出いただくようお願いします。

すぐれたアイディア表彰要綱（要約）

1　目　　的：職場において技術開発、生産性の向上、販売促進及び経費削減等に「すぐれたアイディア」を提案した方を表彰することにより、企業内の提案意欲の高揚を図り、もって会員企業の発展に寄与する。

2　表彰の対象：次の項目に該当し、会員企業が推薦した方、アイディアの内容は非公開とします。
（1）地域工業会会員企業の従業員が提案したアイディア及び改善事例
（2）既に実施した結果、相当な効果実績のあがっているもの

3　推薦方法：被表彰者の推薦は「すぐれたアイディア提案者推薦書」により提出して下さい。

4　選考方法：審査及び工業会長会議により、表彰対象者を決定します。企業調査はありません。

5　表　　彰：表彰は、新年賀詞交歓会の当日行い、被表彰者には、表彰状と記念品を贈ります。

6　負 担 金：被表彰者１名につき10,000円（記念パーティ費用含む・予定）を推薦企業にご負担願います。

・・次ページに推薦書様式があります・・

すぐれたアイディア提案者推薦書

平成26年　　月　　日

一般社団法人横浜市工業会連合会会長様

企業名

代表者名　　従業員数

所在地　　主要製品

記入担当者役職名　　電 話

記入担当者氏名　　FAX

当社の「すぐれたアイディア提案者」を次のとおり推薦します。

1　提案者（楷書で正確に記入してください。）

◎ 氏名（ふりがな）　　◎ 勤続年数
（平成26年4月1日現在）

◎ 職名　　◎ 年　齢

2　アイディアの名称

3　アイディアの内容説明（別紙も可）

4　推薦の理由

②

従業員の採用をお考えの企業様

平成26年「よこはま就労支援プログラム」インターン実習生受け入れ企業様を募集いたします

今年も、横浜市ではやる気のある若手人材と市内中小企業との橋渡しを行う「よこはま就労支援プログラム事業」を実施いたします。株式会社パソナが横浜市より運営を受託し、一般社団法人横浜市工業会連合会が体験就業受け入れ企業（インターン実習）を募集してマッチングを図ります。このインターン実習を活用して人材を採用する企業様を募集いたします。今年は若手人材の他にキャリアブランクがあり再就職を希望する女性も対象としています。

インターン実習の流れ

インターン受入募集 ▶ 要項確認、必要書類の記入 ▶ マッチング交流会参加（任意） ▶ 実習生とのマッチング ▶ インターン実習開始

★インターン実習受入れのメリット

1　就職意欲の高い人材と出会える

やる気のある人材とインターン実習期間(1週間程度)を通して接することで御社に必要な人材かどうかご判断いただけます。双方の合意があればすぐに採用できます。

・横浜市内在住・在学・在勤の18才から39才以下の若者

・横浜市内在住でキャリアブランクがあり再就職を希望する女性

2　採用募集費用の削減

登録にあたって費用は掛かりません。また、研修生は、全員インターンシップ保険の被保険者となりますが企業様のご負担はありません。（(株）パソナが負担いたします）

3　事前研修の支援がある

ビジネスマナーやコミュニケーション能力、そして企業への理解を深めるための研修をインターン実習前に実施いたします。

★平成26年度は3期に分けて実習をいたします。

・2期生：平成26年9月　・3期生：平成26年11月　（1期終了）

★お申込み

ご参加いただける企業様は、市工連ホームページhttp://www.y-shikouren.or.jp/から登録票の用紙をダウンロード（Word形式）してメール又は、FAXでお送りください。

電話でのお問い合わせ・ご連絡もお待ちしております。

申込先：一般社団法人横浜市工業会連合会

TEL：045－671－7051　FAX 045－671－7321

メール：soumu4@y-shikouren.or.jp（斎藤）　sem@y-shikouren.or.jp（茂木）

③

「横浜市国際戦略総合特区説明会」の開催のお知らせ

横浜市は個別化・予防医療時代に対応した革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出など、ライフサイエンス産業の発展による経済成長に向けた取組みを推進しています。

国際戦略総合特区指定区域を中心に、規制緩和や財政支援等の総合特区制度を企業や研究機関の皆様にご活用いただき、一層のライフサイエンス産業の活性化を図るため、横浜市の取組みをご紹介する「横浜市国際戦略総合特区説明会」を開催します。

（説明会情報）

◆日時：平成26年７月31日（木）　15：00～16：30

◆会場：メルパルク横浜２階Kohaku（会場URL：http://www.mielparque.jp/yokohama）

◆対象：企業・研究機関など（1企業につき申し込みは3名までとさせて頂きます。）

◆費用：無料

◆定員：120人（先着順）

◆内容：国際戦略総合特区の概要・横浜市が行う特区の取り組み・特区事業の進め方・その他横浜市が行う企業支援のご紹介　等

◎お申込み（FAX又はE-メール）
メール件名又はFAX送信文の最初に「【参加申込】横浜市国際戦略総合特区説明会（御社名）」とご記入の上、①企業名　②所在地　③申込者（参加者）　④所属・役職名　⑤電話番号またはメールアドレスを下記「お問合せ先」あて送信下さい。

◎お問合せ先　横浜市経済局成長産業振興課特区推進担当
電話：045－671－4602　FAX：045－664－4867　E-mail：ke-tokku@city.yokohama.jp

④

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について

1　条例改正の趣旨

建物の解体工事に伴う石綿飛散防止対策の更なる強化を図るため、発注者責任の明確化等について大気汚染防止法（以下「法」という）が改正され、平成26年6月1日から施行されています。今回の法改正に伴い、法との整合性を図るために横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という）を改正しました。（平成26年6月5日公布）

2　法・条例に基づく現在の石綿飛散防止対策状況

建物の解体工事に伴う石綿の飛散防止対策として、法では、吹付け石綿や石綿を含んだ断熱材など飛散しやすい石綿が使用されている場合に、解体工事の「発注者」や「施工者」に対して工事の開始の届出や適正な除去を行うように作業基準が規定されています。

一方、条例では法が対象としていないスレート製の壁材など石綿を含んだセメント建材などについても届出の対象としています。

なお、石綿の除去作業中の石綿濃度測定や作業完了後の報告については、法では規定されていませんが、条例では法対象のものも含め、作業の開始の届出がされたすべての工事を対象に、石綿濃度測定や完了の報告を規定しています。

3　条例改正の概要

①石綿が使用されている建物の解体作業の届出者を「施工者」から「発注者」に変更
②工事を受注した「施工者」に対し、事前調査の結果等を「発注者」に説明する義務を追加
③工事を受注した「施工者」に対し、石綿濃度の測定結果等を「発注者」に説明する義務を追加
④適正な解体工事を担保するため、「発注者」の配慮義務に工事費などの請負契約に関する事項等を追加

◎手続等の詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。
http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/taiki/taibouhou/housekimen.html

【お問合せ】　横浜市環境創造局　大気・音環境課　大気担当
電話：045－671－3843　メール：ks-taiki@city.yokohama.jp

⑤

T³（鳥浜 トライ＆トライアル ステージ）「試作等のための賃貸スペース」

入居企業募集中

使用料のお問い合わせ、使用内容など、気軽にご相談ください。お待ちしています。

1　所 在 地：横浜市金沢区鳥浜16-6
横浜新都市交通金沢シーサイドライン
「鳥浜」駅より徒歩５分
国道357号線至近
首都高速湾岸線杉田出口から約2km

2　構　　造：鉄骨造　2階建（延床　1,265㎡）
（敷地面積　約1,510㎡）

3　施設内容　：試作用賃貸スペース
約80㎡～約120㎡　全5室
（付属事務所　約25㎡～約28㎡）

お問い合わせ先　一般社団法人横浜市工業会連合会
横浜市中区山下町2番地（産業貿易センター 2階）
TEL.045-671-7051　FAX.045-671-7321